

自殺総合対策大綱見直しに向けた意見書

～自殺対策基本法を反映させた大綱策定を

自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第7回）

一社）全国自死遺族連絡会 田中幸子

1 概要

自殺対策基本法は第1条（目的）で「(略)自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与（略）」と述べ、自死遺族の支援を予防と並ぶ自殺対策の柱と位置づけています。

さらに第9条（名誉及び生活の平穩への配慮）は「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することの無いようにしなければならない」として、自死・自死未遂者の親族の名誉や生活の平穩への配慮を義務づけています。

また、第21条（自殺者の親族等の支援）は「国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂者が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする」とあります。

ここに「心理的影響」とは、自死による直接的影響だけでなく、自死が引き起こす社会的な差別偏見や疎外による心理的ダメージを含むと考えるのが当然であり、これらを緩和・解消することも国や自治体の責務となることは論をまちません。

しかるに、自殺対策基本法12条を受け、自殺対策の指針として策定されているはずの自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法にもとる内容となっています。

具体的には、基本法第1条に定める自死遺族支援の位置づけが、大綱の基本理念、基本認識、基本方針に盛り込まれていません。

第9条の実現を目指す施策は、大綱には見当たりません。また、第21条を具体化する施策は極めて不十分です。

このたびの大綱見直しにおいて、ぜひとも基本法第1条、第9条、第21条を反映させた内容とするよう強く求めます。

具体的に書き込みを求める文言の趣旨や具体的な施策を【見直し事項】として以下に示します。

また【見直し事項】5について【上記5の趣旨】として情報公開の範囲や方法と白書について、具体的な問題を示しました。これは基本法9条と21条に反する事態であり、現に起きている人権侵害であると考えます。大綱の見直しを待たず、緊急避難的に改善されるよう求めます。

【見直し事項】

<総論部分>

1 自殺対策基本法1条の趣旨を踏まえ、大綱の「基本理念」「基本認識」「基本方針」に自死遺族支援の重要性を書き込むこと。

2 基本法第9条に沿って、大綱の「基本認識」や「基本方針」で、自死遺族の名誉や生活の平穏に対する不当な侵害が現に起きているという認識を明確にし、その解消や除去に努め、遺族の尊厳を守るという方向性を打ち出すこと。

<各論部分・重点施策等への盛り込み>

3 自死遺族と触れ合う機会の多い公的機関（警察機関や精神保健福祉機関など）の対応マニュアル作りや研修では、内容やプランの作成段階から遺族当事者の意見を反映させ、多段階的に遺族の声を聞く機会を設けること。

4 自死遺族の自助グループが、現行の大綱が「重点施策」の10で連携強化すべきとする「民間団体」に含まれることを明記すること。その理由として、まず基本法第22条（民間団体の活動の支援）がある。同条は「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする」と定める。自助グループの活動は、自死遺族の相互支援（助け合い励まし合う）という性格を強く持ち、まさに22条に言う「自殺者の親族等の支援」を行う団体に該当することは明白である。さらに、基本法第1条が自死遺族支援を掲げていることから、自死遺族の自助グループとの連携・支援が、各民間団体の中でも最重要であることもまた、自明である。

5 基本法9条の趣旨に従い、自死者や自死遺族の名誉や尊厳に配慮して、厚労省、地方自治体、厚労大臣指定法人のウェブサイトや白書への情報掲載の範囲・内容を制限したり抑制したりすること（趣旨は後掲）。

6 いわゆる事故物件について心理的瑕疵を認めたり、告知義務を課したりすることは、死の態様によって人を差別し、尊厳を傷つける。憲法13条、民法2条および自殺対策基本法1条、9条、21条の趣旨に鑑みて、心理的瑕疵の解釈・運用のあり方や、国交省の定めた取引の際の告知義務のガイドラインを根本から見直すこと。

7 いわゆる事故物件の情報を集め公表する「事故物件サイト」はプライバシー侵害として不法行為を構成するうえ、基本法9条、21条の趣旨にも違背するので、関係機関において禁止や制限といった適切な対応をすること。

8 自死遺児の支援についてはひとくくりにせず、成長期における子どもの多様性に鑑み、年齢や発達段階、自死者との生前の関係性、家庭の状況など個別の事情に応じたきめ細かな対応が必要であること。

【上記5の趣旨】

①公開データの制限について

2009年ごろから、自殺対策白書（以下、白書）や厚労省、自治体、厚労大臣指定法人（以下、指定法人）のウェブサイトに、自死関連の詳細な資料が示されるようになってきました。

しかし、前述したように、自死者や自死遺族に対する社会の差別・偏見は根強く、インターネットやSNSを通じた誹謗中傷はむしろ激しくなっています。遺族にとっては「語れない死」「知られたくない死」であることに鑑み、公的文書やウェブへの掲載内容を制限すべきです。

メディアの報道は一過性ともいえますが、白書やウェブは調べようと思えばいつでもアクセスできる情報です。自死の方法まで掲載されていることは、自死予防の点でも問題です。

いま厚労省や指定法人が掲載している市町村別の情報は、自死者の数、それぞれの年齢、同居人の有無、職業別、場所、手段別、時間帯別、曜日、原因、動機別です。小さい町であれば、このデータから容易に自死者と遺族が特定可能であると考えられます。

基本法9条の趣旨に従って、詳細な資料は非公開とし、利用できるケースとして、調査研究や対策の立案など目的を限定し、公開の範囲や相手もその目的に即して最小限の範囲とするよう求めます。

②令和3年（21年）版白書について

白書の第2章第3節「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺の動向」で「著名人の自殺および自殺報道の影響とみられる自殺の増加」として、男性俳優と女性俳優の自殺報道後の自殺者数の増加について、8頁を費やして“分析”しています。それぞれの自死の時期も明示されているので本人が特定できます。

報道の在り方への問題提起だとしても、2人が自死したことで、多くの人が死を選んだとみる“分析”は、2人の尊厳と名誉を踏みにじり、非難する意味を持ちます。ショックと悲しみの中にいる遺族も、大切な人を亡くした上に、さらに多くの人の死に責任があると非難されたと受け止め、傷つきます。遺族の心情への配慮にも著しく欠けています。たとえ、遺族の同意があったとしても許されないことです。

また、後追いの自死と“分析”された他の多くの自死者に対しても、有名人が亡くなったという報道のせいで軽々に死を選ぶような人間というスティグマを負わせることになります。

報道の在り方をうんぬんするなら、このような“分析”を公表する意味を考えるのが先ではないでしょうか。このような“分析”が、こともあろうに国の作成する白書に掲載されたことに、遺族として胸が痛む思いです。

また、報道の影響を重視する立場に立つなら、自ら若者や女性の増加を言いつのことは、同じような立場の人の自死をおおることになりかねず、矛盾した行動と言わざるを得ません。